

第2回南丹市行政改革推進委員会 会議録

日 時	平成28年11月7日（月） 14時00分～17時00分
場 所	南丹市役所 本庁3号庁舎 2階 第4会議室
出席者	<p>【委 員】</p> <p><出席></p> <p>的場信樹委員、玉井亮子委員、関戸幸一委員、垣村和男委員、 榎原克幸委員、森 祥子委員、中村千恵委員</p> <p><欠席></p> <p>なし</p> <p>【事務局】</p> <p>阪口一雄（総務部長）、國府孝之（財務課長） 井尻哲也、大狩輝芳（以上、財務課）</p> <p>※傍聴者、取材 なし</p>

会議の内容は下記のとおりです。

1. 開会

（事務局）それでは定刻になりましたので、ただいまから第2回目でございますが南丹市行政改革推進委員会を開会させていただきます。そしたら最初、開会にあたりまして会長のほうからごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

2. 会長挨拶

（会長）今日で2回目ということでこの委員会、開催の回数が多くありませんので、今日で論点の結論とか方向性を出すところまではいかないと思いますが、各論点を委員の方々から出していただくようにと思っていますので是非、ご協力をお願いします。

（事務局）出席職員紹介

3. 審議

（事務局）それではお手元の次第に従いまして、審議のほうに移らせていただきます。先ほど申し上げた配布いたしております参考資料につきまして現状の南丹市の財政状況等の主要な数値等につきまして審議に入る前に概要の説明をさせていただきたいと思います。事務局から説明をさせていただきます。

（事務局）【参考資料及び人口の将来展望、平成26年度（2014年度）市民意識調査結果報告書について説明】

（事務局）事務局からの説明は以上でございます。内容につきましてご質問、ご意見また不明な点がございましたら何でも結構でございます。また、その点も含めてご審議を願えたらと思います。

なお、この後の審議の司会進行につきましては、南丹市行政改革推進委員会条例第5条の規定によりまして会長にお願いいたしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(会長) そうしましたら、私の方で司会進行を務めさせていただきます。では、資料について何かご質問とかございましたらお出しただけたらと思います。お気づきになったことがあるかもしれませんが何かありましたらよろしくお願いします。

(会長) 5ページになりますが普通交付税の一本算定と合併算定の比較の資料があるのですが、平成28年度以降になりますと変わってくるのでしょうか。

(事務局) 今、事務局から説明させていただきましたが、一本算定と合併算定替え、いわゆる個別算定ですが、合併する前の4町ですが、それぞれの町で算定して、ひとつずつ合算いたしますと、大きな金額になります。この差額というのがあります。平成27年度なら13億円ですね、その年によって差があるのですが、これがいわゆる合併したことによって甘い部分といいますか、効果の出るといいますか、当初10年間、このかたちでいくこととなります。合併したのが平成18年1月1日ですので10年間は差額が生じて、平成28年度から5年間、平成32年度までありますが、これが段階的に減ってまいります。平成28年度では90%、次の年は70%、次が50%、30%、10%、0%というようなことで平成33年度には無くなってしまいうようなことで、10億円あまりの金額が全くなくなるということになりますので、これが無くなるという非常に大きなことで、財政的に苦しい状態に陥るといことは、目に見えている状況です。そういうことで将来を見据えていきますと特に交付税の収入がなくなるということは非常に厳しい状態が予想されるということがございます。

(会長) ありがとうございます。

(事務局) 用語がわかりにくいとか何かあれば出していただいたら結構です。

(会長) 6ページのグラフの赤い部分その他が増えていますがこれは何ですか。

(事務局) 要因ですが、起債の残高といいます、公債費の残高が350億円ぐらいあり非常に大きな金額でしたので、借り入れをできるだけ少なくして、償還を多くする。特に繰り上げ償還を銀行は嫌がるのですが、なんとか起債の残高、借金の額を減らしていこうということで取り組んできた。なぜかという一つは、前回は説明させていただいた実質公債費比率が18%を超えていたのですが、そのような状況だと京都府の同意も必要になります。起債を自由にはできないということになります。かなり努力をして繰り上げ償還をしてきました。いま、13%くらいですかね実質公債費比率。事業への投資ができる余裕が出てきたような状況ですので、25、26、27年度とだいたいこのあたりから逆に起債を多く借りて事業を推進してきたというようなことです。ただし、実質公債費比率、大きくなると当然、具合が悪いので兼ね合いを考えながら毎年借入をしている。中期財政計画というのがあり、最大借りても36億までに抑えようということで目標をもって進めているとい

った状況です。曲線の意味はそういうことでございます。

(事務局) 赤の部分ですが、学校の耐震化をするためと、防災広場の整備に係る費用に起債を充当しています。

(事務局) 災害に対するものですが、緊急防災の関係の起債で、後年度に償還をしなければなりません。事業費の100%借りられます。交付税として70%が措置される。そういう有利なものを使って整備をしていきたい。

(会長) ほかに何かご質問とかございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それではいよいよ今日の本題に入りたいと思います。

第1章から第4章までと第5章、第6章と3つの部分に分けて議論を進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、第1章から第4章についていかがでしょうか。今回は一人一人からご意見をいただこうと思っておりますので、どなたからでも結構なのですが、もしよければ私に近いところに座っておられる方からということよろしいですか。

(委員) 質問ですが、ひとつは、大綱の4ページの第4章、持続力のある財政基盤の強化というところで、公共施設等の総合的なマネジメント等の計画的な・・・取り組んでいきますとあるが、具体的にはどういう施設をどういう方向で効率化していくのか、なにか想定されているものがあれば教えていただきたい。

(会長) 一問一答形式の方が分かり易いので(説明を)お願いします。

(事務局) 平成18年に合併をしたのですが、公共施設ですね、それまでは単独の町でしたので、4町が1つになったということで、たとえば今まで一つの町に一つあったものが4つになってしまう。これを効率よく運営していこうとすれば4つも要るのかどうかという、単純に考えたらそういうことになると思います。南丹市には330を超える公共施設があります。建物で言いますと、530棟あります。先ほどからも財政的な話もさせていただきましたが、これらにかかる管理運営費、それと老朽化してきますので改修費、あわせて不特定多数の方が利用されますので耐震の問題、安心・安全の問題、これらにかかる費用、あと建替え等の関係で建設費というのが出てくると思います。総合しますと膨大な費用になってきます。誰でもそうですが、自分のところのそばにある施設というのはすごく重要ですが、南丹市全体から見たときに、本当にその施設が必要であるかひとつひとつ検証していかなければいけないと思います。平成26年に総務省が公共施設の総合管理計画を策定しなさいということで通知がありました。先ほど申し上げた内容で平成27年度と平成28年度の2か年で計画の策定をしています。建物の構造、広さ、利用頻度などを含めて調査しています。

こういうものをもとにして、これから本当にこの施設が必要なのかどうかひとつひとつ検証していこうということで考えています。たとえば一つの施設ですけれども、市が持ってこれから維持していくのは無理だとなれば、地元に移管していこうとか、老朽化して

いるものは取り壊しをしようかとか、また逆に今の施設の状況では足りないからもう少し大きなものを建てようかとか、非常に距離が近いので機能集約していこうとか、そういうことをひとつひとつ検証していこうと考えているところです。そういった取り組みをさせていただいて財政面についても効果的・効率的な財政運営がこれできると思っていますので、そういうことを考えて今、実施しているところでございます。

(会長) いかがでしたでしょうか。

(委員) よくわかりました。もう一つ質問ですが。その下の市役所・職員の変革というところで、組織体制の強化に取り組んでいきますとあります。これはもう大雑把な方向性、こういう組織体制にという方向性がなにか想定されているのでしょうか。

(事務局) 組織体制までに職員の資質が重要だと思います。地方公務員法が改正されて平成28年度から人事評価制度を本格導入しなさいということになってきました。これは、人事評価に基づきまして当然、評価結果というのが出てくるのですが、これを職員の処遇に反映をしなさいというところまで来ています。だから、やはり今までの職員のいわゆる業務成績、そういうものはかたち上、数字上も含めて無かったのですが、今後、こういうものが出てきますので、当然、一人一人の能力は向上していくだろうと。人事評価の目標は人材育成だと私は思っていますので、そういう面では職員一人一人の能力は向上していくし、意識改革につながっていくと思います。そういう職員で、業務にあたっていかなければならないわけですが、やはり、組織体制、これは住民ニーズに合わせたような組織をつかっていかなければならないと思いますし、情報を的確にまず掴んで、今後しなければならいような業務、これに対してはどんな組織でもって対応していくかということは今、部長会で組織そのものは検討しておるという状況でございます。そういったことで、職員の変革ということ考えておるところです。

(会長) どうもありがとうございました。大変よくわかりました。

(委員) あともう一つ、これは意見ですが、先ほど一つ目の質問に対してお答えいただいた部分、やはり市民の理解が不可欠だと思います。その前に議会の理解が不可欠だろうと思いますが、そのためにはいわゆる情報公開、特に人口動態などはあまりぶれずに予測できるものだと思いますので、そのようなものを積極的に市民に事実を具体的な数値で知らせて現状や近い将来の予測などについて共有していただくというのはとても大事かと思います。それをもう少し強く打ち出してもいいかなと思います。

(事務局) ただ今、情報公開というご指摘がありましたけれど、実は、いまパブリックコメントをしています、いの一番で入ってきた指摘が情報公開をもっと積極的にしなさいということでしたので、そういうことを踏まえて（大綱に）盛り込んでいきたいと考えています。

(会長) またご意見がありましたらまた出していただくということで。次、お願いします。

(委員) 今の委員さんの意見等を踏まえた質問ですが、4章にある公共施設ということで私の所属している団体でも公共施設をお預かりして運営しているということもあるのですが、目先の公共施設を処分するときに一時的に係る経費を恐れるがためにとりあえず語弊があるかもしれませんが、長い目で見たときに実は持っているほうが大変だよというふうなものを処分できずにいるといったジレンマに陥っているのではないかと推察するのですが、これは意見ですが、思い切った手を打って、そのかわり先ほど言ったように市民の理解を得るというのが第一義であると思いますが、中長期的なスパンでそういったことが想定されるので今、こういう手を打ちたいということをもっともっと打ち出していかれてもいいのかなと思います。

たとえば払い下げする時には売れないとみたいなことに拘っていると、結局タイミングを逸してしまうとか、そのようなことがあると思うので、表現が適切かどうかわからないのですが、損して得とれみたいなかつこうで今、思い切ってそういうことも着手されてはいかがかなというふうに思います。

もう一つは、指定管理者制度、4章から外れる具体的なことになるのかも知れませんが、冒頭の資料でお示しいただいている指定管理一覧の中に私どもがお預かりしている施設があるのですが、これは要望になります指定管理者制度をもう少し細かく精査していただけたらと思っております、いわゆる公共施設で、どちらかといえば建物の運営管理が主になるというものは指定管理にそぐうと思うのですが、指定管理者制度が始まったときに、もう公の施設だからということで中身の運営、具体的にいうと障害者支援施設の運営であるとか中身のサービスも含めて指定管理に出されると、運営の主体がころころ替わる可能性も出てきて、ずっと同じ団体が請け負うことが良いか悪いかという議論はあるのですが、障害者の支援とか福祉的な支援というのは、件数が一定確保できていないと難しいという気がするのですが、これは、言葉悪いかもしれませんが、公の施設等の統廃合を具体的に考える際にもう少し細かく見ていただけたら嬉しいなど。これも意見で申し訳ありません。

(会長) いまの意見について。

(事務局) まず一点目の関係ですが、費用的なことも含めて一つの目的を達成するために一時的にお金が必要となる。これがあるからネックになってできないというようなまさに私はそういう心配をしています。新しいものを造る場合は、補助金や借入れをしているが、取り壊すときというのは、補助金がない。すべて自分のところで身だしししなければならないこととなります。だから一挙にお金を用意できなければ取り壊しをしようとしてもできない。先ほども申しました総務省から総合管理計画を作りなさいと。この計画を策定すれば取り壊す場合でも起債が充当できるという方向性が出ている。だからまずその計画をつくらうということで、いま事業を進めている。とにかくかなりの数の施設があるので維持できなかつたら払い下げする。しかし（老朽化したものを）払い下げされた相手も困るので結局、老朽化していけば取り壊さなければならない。もう先が見えていますので、全部潰してしまうのが良いと思う。そのための手立てを考えていかなければならないということで総合管理計画を作っている。

2点目ですが、指定管理者制度というのは、農村部ではそぐわないと思います。公共施設を効率的に運営していく民間であればもっとうまく運営でき、そのなかで利益も一定発

生ずる、そういう施設を対象に指定管理者制度というのができたのだと思います。けども自治会館などで利益がでるかというところ無理です。特に福祉関係もそうだと思うのですが。ただ法律上は民間が参入して効率よく運営をなささいということが基本的な考え方ですので、例えば温泉があるような施設であれば利益が生じるかもしれないですけど、そういった施設と地元の自治会館とか同レベルにある。だからそういう面からみれば私は、最初に申しましたが、そぐわない。だからそこで利益が生じることもないです。ただひとつ言えるのは、これら全部を自治体が抱えて運営するというところは無理です。だから皆さんに協力いただいて運営していくということだと思います。特に福祉施設はできないからといって、潰すわけにはいきませんので当然、市が実施をしていかなければならない。私は、法的な限界があるのではないかと考えています。いまおっしゃられた意見は当然だと思いますし、そのことを踏まえて今後、運営の検討をしていきたいと思っています。

(事務局) いまあったとおりですが、私も委員さんと同じような感覚を持っておるところがありまして、基本的には実施事業の区分けがなかなかできていないというところが非常に大きな課題として感じています。行革大綱ができたときに、指定管理をしたところに対する評価、指定管理としてそぐっているのか、うまくいっているのかというような形のものを導入していかなければならないというふうに考えておりました。ただいまのご意見をなんとか行革大綱の中に盛り込みまして、指定管理者制度の評価をしていきたい。

(委員) 今のお話を聞いて、指定管理者制度というのは解説いただいたように、官から民へ移行することによって効率性が増して費用対効果が上がるというのが狙い、理念なのでそれが見込めないようなものであって、福祉の場合多いのですが、そういった施設などについては、官から民への号令のもとに機械的にいくのではなくて、直営を選択するとか、そういった思い切ったことも実は、住民の福祉の向上ということと言うと大切なんじゃないかと考えています。これは意見ですのでそのまま流していただいたらと思います。

次は市役所職員の変革ということで第4章になるのですが、組織体制の強化ということで、のちの重点項目にも書かれているのですが、支所制の関係ですね、私どもの団体でも支所制をひいているのですが、組織運営上かなり苦慮している。これは本庁側からみるというのがあるのかもしれませんが、もう少し突っ込んだ改革が必要だと思っています。関連するので後ろの方にいくのですが、8ページに本庁と支所とのあり方の検討と書かれているので、もう少し突っ込んだ、例えば何年度に支所制を廃止しますとか思い切った提言もしていかないと……。これは(支所制)市長の方針、選挙の公約だということも承知したうえで言っているのですが、一方で職員の方々は、やりにくさであるとか、二重のなんか重複したことなどがあるのではないかと考えているので、そこを取り組んでいただけたらなと思っています。

(事務局) 直営のはなしですが、今の職員の数からして、これからまだ職員を減らしていかなければならない。これは定員管理の問題ですが、直営でやっていくということは実際無理だと思います。きめ細かな事業を実施していこうとすれば直営も良いと思いますが、実際のところ職員にそのノウハウがあるかどうかということもありますし、やはり専門的なところに任せていくといいますか、アウトソーシングも考えていったほうが良いのではないかと

います。

次に支所の関係ですが、現状をまず考えていかなければならないと思います。職員の定数の関係も申しましたが、支所の現状というのは、総合支所ということで市長は常々議会でも申しております。今後、職員の定員管理、適正化計画があり平成29年4月までに職員の数を387名にするという計画です。類似団体の人数からするとまだ30人程度多いかもしれません。だから財政的な面からみるとかなりの人数を減らしていかなければならない。そういうことを考えていきますと、今の支所の人数で維持できるかというところは無理があると思います。おっしゃるような方向として廃止という極端なことができるかどうかわかりませんが、受付だけ、相談だけ、正職員は極力、話を聞くその範囲で終わる、その人数を確保しておいて本庁へ繋いでいく方向で対応していかざるを得ないのかなと思います。まだこれから支所の人数も減らしていかなければならないと思いますし、いつまでも総合支所だという時代ではないと思います。これは私の意見が殆どですけれども、実状を考えるとそうではないかなと思います。

(会長) ありがとうございます。

(委員) 組織体制ということで、悪くいうつもりは全然ないですが、一般的に言われている行政の縦割りの弊害が起きないように、組織横断的なプロジェクトチームの活用ということができていますが、そういったことをどんどんやっていただけたらと思っています。制度、政策から見ると組織は部課制を敷いておられると思うのですが、市民の生活には関係ないので、それがかなうような組織体制を組んでいただくというか、強化していただくということを是非ともお願いしたいというのが意見です。

(事務局) 例えばどこの自治体もそうだと思うのですが、その年、その年でいま直ぐにでも手を打たなければならない事業というのがあると思います。3人ほどで〇〇室を作って対応するというのがよくあるのですが、この前も育樹祭の事務局がありました。私は室というのはあまり良く思っていない。というのは、その室をつくれれば、3人でやりますが、そこへの応援体制はまず無い。だからこれからの組織というのはこのプロジェクトチームのように、ある問題が起こったら、それに対応するために人が集まってきて、終わればすぐ解散する、元に戻っていく。これが良いと思います。もうひとつは、課と課を一緒にして大きな課をつくる。これは何か問題が起こったときに少人数で対応するのではなく、協力体制が取れるということもありますので、課の場合だと人数の多い課、プロジェクトチームで問題に対応できるような組織をつくる、そういう対応は必要だと思っていますし、今後、人数が少なくなってくる状況ではそれしか対応の方法がないのかなと思います。

(会長) ありがとうございます。それでは委員お願いします。

(委員) 先ほど南丹市独自のというのがありましたけれども、例えば子育て、介護、それぞれバラバラになっていて人口も少なく、地域が広いので独特なところがあるなど普段から思っています。

情報公開とかそういうところになるのでしょうか、パブリックコメントとかもっと自由に

意見が言える雰囲気づくりというのはとても大切かなと思っていて、やっぱり市民の声というのはとても大切だと思うので、地域全体でつくっていったらいいなとすごく思います。

自主財源の確保というところですが、南丹ブランドの確立に取り組むと書かれています。南丹市といえば自然をすごくいかしたまちをつくれると思うので、子供たちも自然の中で伸び伸びと育てられるとか、自然に触れ合うということは大事だと思うので、そこは本当に宝物を持っている南丹市だと思うのでそこをいかせられるというのは素晴らしいと思います。

あと建物がいろいろありますが、まず子供が遊びに行く場所が無いなど。八木に住んでいるので八木のことで言うと公園が無い、遊びに行く場所がないというものあるのですが、せっかくの建物がもったいないことになっている場所が沢山あるので、例えばダブル介護という言葉がありますが、介護の面と子育て支援面とが一つの場所にあればシンプルでわかりやすいのではないかと感じています。

先程、もう少し市民が情報をわかりやすくと言いましたが、例えば「お知らせなんたん」にいろいろ書いていただいているのですが、見ただけではわからないこととか、読む気にならないとかいうのがあったりして、講座じゃないですけど、実際にこうやってお話を聞くと、すごく分かりやすいので、そういう場もあればうれしいなと思いました。そうすることで自然と市民が参加できるようになっていったらなと思います。

(会長) いまの3点についてよろしいでしょうか。

(事務局) 南丹市は自然が素晴らしいところだと思います。余談になりますけれど、採用試験の面接のときに南丹市は自然がきれいだからということで応募してくれる。他府県からここで働きたいというようなことを言っただけの方があるのも事実です。南丹ブランド、ここでしか無いものを早く作らないとダメだと思います。関係者、特に農林商工の関係でもかなり努力をしていますし、がんばっていますけれど、南丹市にはこれがある、これはほかには負けないというものを早く作らなければならなし、同じものでも競争力に勝てるものをつくっていかなければダメだと思います。今後、力を入れていかなければならないと思いますし、そういうものがあれば南丹市を日本全国に売り出しができる。広報にもなりますので、重要だと思います。

あと介護と子育てのひとつのところという複合施設ですが、重要なことだと思います。みなさんが思っておられることはそういうことだと思います。けれども、セクト主義で介護は介護、子育ては子育て、福祉事務所の中ではひとつの組織です。複合的なものをつくることは、恐らくほかにはあまりないのではと思いますが、確かにおっしゃるようにあれば便利だと思います。今後、そういった取り組みは非常に大事なことだと思います。ただ問題は、市のお金だけではできないというのがありますし、国の制度を活用するとなると同じ厚生労働省かもしれないですが、またそこが分かれていますので、補助金が別々になりますし、うまく複合施設が認められるのかどうかというところもありますが、いまおっしゃるように住民ニーズでもあり今後参考にさせていただきます。

出前講座というのがあります。例えば防災のこと、財政のこと、子育てのことなど、ご要望があれば、担当者が出向いて行って説明をさせていただく出前講座というのがあります。そういうものやっていますので活用していただけたらと思います。

(事務局) 委員さんとも通じるところがあるのですが、一つの場所であればシンプルという考え方。先ほど縦割りという指摘があったのですが、市民生活にいちばん関連するのは窓口です。それは窓口で農林です。土木ですというような形があるので、市民生活でいえばいちばん縦割りを感じやすいのは窓口になります。先ほど委員がおっしゃったのは一つの場所であればシンプルでわかりやすい。総合しますと総合窓口といいますか、窓口のことを少し考えていかなければならないのかなと共通する意見として感じました。

市民にわかりやすい情報ということで自由に意見ということで先ほどの情報公開の推進の中に市民にわかりやすい情報を提供しながら情報公開をしていくというかたちで追加をしていきたいと考えています。

(会長) 今の説明を聞いて委員いかがでしたか。

(委員) 先ほどの複合施設のことなのですが、富山式というのがありまして子どもとお年寄りと障害者が同じ場所で雑魚寝したりしているような複合施設があります。そこも財源の問題などがあったのですが、市と一緒に考えてやられているみたいなので、また行ってみてください。

(委員) 少しよろしいですか。私の専門分野でもあるので、富山式というはなしが出ましたが、今後、介護保険制度の改正に伴って、複合施設という拠点を制度上も認めていこうじゃないかと。かなり介護保険のほうは高齢者に限らないでということで子育てみたいなことも厚労省のほうから打ち出しているところがあって、市町村にかなりそのあたり任されていて、いろんな絵が描けるようになってきた。そこを先ほどのセクト主義みたいなことで非効率にならないようにもっともっと柔軟にいろんなことが描けるように制度が追っかけてきてくれているので、チャンスかなと思います。その時に建物の利活用、再活用するときに補助金が入っていて、その使途の制限があることをどれだけ緩和できるかというか、行政で汗をかいていただいてそのハードルを下げてくださいということが非常に大切になってくると思うのです。先ほど事務局が施設の計画を立てることによって財源を確保した上で壊したりというような思い切ったこともやっていけるとおっしゃっていましたが、もしそういう財源がとれるようであれば、既存の施設に少しお金を入れてでも手を加えることによって市民が活用できたり、そこから事業が生まれていくみたいな利活用の方法もあると思うので是非ともそういうのも入れていただけたら夢が膨らんでいくかなと思います。

(事務局) いまおっしゃるように補助金をもらって昔、建てました。これが別の用途になると補助金を返還しなさいという補助金の適正化に関する法律があります。これの手続きが難しかったのですが、最近になってかなり緩和されてきています。場合によっては届出だけでいけるとか、お金を返さなくてもよいことになってきた。ただ、別の用途に変えるときに利益が生じるような施設をつくるとその利益分は国へ返しなさいとかいう制限があるので。変更後の用途にもよるのですが、昔に比べたら緩和されてきているということですので、いまおっしゃるように手を加えて別の用途にすることも可能な時代になってきているのかなと思いますし、総合管理計画の中で検討していきたいと思います。

(会長) すこし先に進めていきたいと思いますので、委員お願いします。

(委員) 改めて南丹市に学業をするために下宿している学生の立場がすごく宙ぶらりんだなと思いました。当たり前のように(はなしに)出ていた「お知らせなんたん」というものを今回初めて知りました。情報発信が学生に対してどうなっているのかなとすごく気になりました。財政は全く専門外なのでわからないのですが、4年間という期間、南丹市にいて住民票を移さない学生が多いですが、まず私が学校から渡されたものとしては、アバウトな園部町内の主要な建物10個ぐらい書かれた地図を渡されただけでした。あとは自己開拓をしていこうねというものだったのです。このあたりのことを改革していただけたらなと。

あと、第4章にある市民とともに高め合う行政サービスの向上の中にある、「大学などの多様な主体と行政が良きパートナーとなって」というところですが、パートナーとはどういう感じなのでしょう。例えばなんです、先ほどお話いただいた育樹祭、道の駅の交通安全の啓発、そういったことでは南丹市と関わりを持っているのですけれど、そのような動きが良きパートナーとしての関わりなのでしょう。

(事務局) うまく答えられるかわかりませんが、最初のお知らせなんたんというのは広報紙です。個人のお宅へお配りする手段は自治会の会長さん、区長さんをお願いをして配布をいただいているというのが現状です。自治会の会員というのは限定されるのかもしれませんが。自治会費、区費を払っておられる。区費を払うということは区民ですので、もちろん広報紙は届けられると思います。区民ではない、いわゆる住民票を移しておられないが実際そこに住んでおられるという立場の方が学生さんに多いと思いますが、たとえば集合住宅だと大家さんが情報提供しようということで大家さんが配っていただいているところもあると思います。だから対応そのものは一概に言えないですが、基本は自治会を通してということになりますので、行きわたっていないのが現状だと思います。

いまご意見をいただきましたので、まず内部で検討させていただいて、あとは区長会でもご意見があるということでお話しをさせていただきたいと思います。できるだけ情報を手に入れられる状況を当然つくっていかねばならないと思います。

あとパートナーですけれど、いろんな機会に参加・参画をいただくということです。例えば大学と連携を組んで協定を結ぶなど、いろいろな取り組みをしています。そういった意味でもある。

(事務局) 情報発信ですが、お知らせなんたんのことをはじめて知ったということに驚いています。なんとか行革のなかに盛り込めないかなという思いを持っています。あとパートナーですが、いわゆる市民協働といわれている部分、パートナーシップになります。行政が今までやってきたこと全て何もかもできないという観点の中から皆さん対等に市民、自治会、NPO法人、大学、学生の方も含めて、できることをやっていただくと、いわゆる同列パートナーとして手を繋ぎながらそれぞれが役割を持ちながらやっていくということがここに書かれている市民協働と考え方です。

(会長) ありがとうございます。今の説明を聞いてなにかありますか。

(委員) まだまとまっていないのでまたのちほどお願いします。

(会長) 今日、みなさんのご意見を総ざらいして、次回具体的どうするのかという話になってきますので、もう少し時間をいただきたいので休憩をいれます。

10分休憩 (15:25~15:35)

【再開】

(会長) 委員 お願いします。

(委員) 例えば第2章の関係で言いますと、行政改革の取り組み、2次の目標は2つ、3次も目標は2つ、言葉では違うが内容的には同じだと思うのですが、基本事項は第2次るときは4つあって、今度は3つ。数を言ったらダメであるが内容的に4つが3つに集約されていると私は理解している。ことばのことは置いときまして、私も公共施設の総合的なマネジメントについて私も気になっていたことについて、回答していただいた。

次の市役所・職員の変革です。前のとき(第2次)には、意識改革ということで職員一人一人が公務員としてのモラルを再認識し、理事者、管理職が先頭に立って職員の意識改革を徹底し、職員研修等を通じて職員の資質向上に努めると書いていただいている。事務局から言われた人事評価の関係も民間なら人事評価制度は進んでいる。私も3年間、人事考課をやりましたが、最初の年は難しかったけれど、職員が一回やって賞与に反映させると、頑張るようになる。評価が低かった者も次の機会には(良いように)評価が変わっていた。人事評価はしんどいけれどもやっていくことによって素案に書かれていることがうまくいくのではないかと考えています。

これは、回答いただかなくても結構ですが、2次るときに(取り組みが)不足しているから、3次にはやるということが多いと思いますが、そのことは強調して欲しいです。

もう一点は、支所と本庁の関係ですが、町村合併の時に昭和30年と昭和33年に合併したときに、旧村に支所があったのですが、人員の関係なんかで満足した行政ができなかった。徐々に町民のみなさんがもう廃止してもええやないかということになった。今回の合併は美山町まで本当に広範囲ですから、全面的に廃止するというのは至難ではないかと経験上思いましたので、十分検討してもらいたい。

(事務局) 二つ目のご意見・ご質問の支所の関係です。昔の摩気村や西本梅村、川辺村とは合併の範囲、面積的にみたら全然違いますよね。いまおっしゃるとおりです。それぞれ支所に特徴があり、本庁はもちろんです。八木支所の窓口は、お客さん、取扱い件数が多い。仕事の都合で八木支所に寄って用事を済まされる。例えば住民票を八木支所でとられるので多い。日吉支所、美山支所の窓口は少ない。美山は振興会があるので直接支所へ住民票をとり来られるのではなくて、振興会で住民票を取られる。郵便局でも住民票は取れるようになっています。それぞれに特徴があります。ただ、おっしゃるように美山は方向として残していかなければならないのかとの思いはあります。美山だけは本庁からの距離が非常に遠いのでそういうご意見を出されている方が多いと思いますし、いま検討しています

が市の部長級にもそういう意見を出している者も多いです。

(会長) どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。次、委員お願いします。

(委員) (若手職員の) ワークショップのなかでもやはり職員もそうですし、市民さんもそうですけれど旧町の意識がもの凄く強いと。そこが解消されないことには支所のことについても話し合えないし、施設のことについても話し合えないという意見があったので、確かに職員の中でも旧町のことについてどう考えるかということを進めていくのは大切だと思いますけれども、市民のほうも市民一体となってという文言が一つ入っていると自分の地区が良いと考えるとともに市として一つのまとまりとしてどうなっていくのかということを考えるのではないかなと思いました。

あと、南丹市たいへん財源が厳しいということは資料からもわかったのですが、行政改革の大綱ということですから、夢も書いてもいいのかなと思いました。財源の確保とか、歳入に見合った歳出構造の構築とかということ进行全面に押し出すとともにあともう一つ歳入をつくっていき、自主財源をもっと確保していきみたいなところを打ち出されたいのかなと思いました。目標とか基本方針を読んでも、目の前に来ている迫りくる問題を何とか解決しなければいけないということはよくわかるのですが、そこから一歩進めてどんな市政をつくっていきかということが、見えにくいので、例えば基本方針の市役所職員の変革というところで、新たな行政課題にも柔軟に対応できるようということに加えて、新たな政策もつくっていきけるようにとか、職員の中でも創意工夫して何か新しいものを生みだしていきみたい、未来志向の文言もあるのかなと思います。

(事務局) いまおっしゃったような文言を入れることでかなり変わってくるなと思います。そういうことも検討させていただきたいと思います。旧町意識が強いということでおっしゃられました。私ども合併は初めてのことなのですが、私は園部町の役場におりました。委員と一緒に仕事をさせていただきました。やっぱり園部が中心ですし、それと意識的にはまずは園部のことを思うというのが正直なところですが、そんなことであってはならないですが、そういうふうに思います。いま採用試験で入ってくる職員は、そんな思いは全くないです。だから我々が退職したらそういう意識はなくなるという思いでいます。住民の方はどうですかね。やはり住んでおられるところが中心なので自分が住んでいるところが一番だというふうに思います。時間が経っても一体になるというのは難しいのかもしれませんが、昔、摩気村、西本梅村が合併したときにどういう状況であったか委員さんからお教え願えればと思います。

(委員) 旧村意識は強かったです。合併した当時は、例えば摩気村から議員さんも来られる、西本梅村からも議員さんが来られる。力のある人の方に皆、寄っていく。例えば摩気に力のある人がおられたら摩気の方に寄っていく。園部町、一つになっているのになぜそっちの方にみんな偏っていかなければならないのかと思いました。私は事業課におりましたので事業をするのでも偏ってしまう。やっぱり旧町意識はなくさないといけないと思う。

(委員) 交流を活発にしてお互いを知り合うきっかけみたいものがあれば良いなみたいなこと

を意見として聞いた記憶があるので、柔らかく書いたらいいのかなと思いました。

(事務局) 直接、伝わるかどうかわかりませんが、イベントがありますよね。美山なら合併前からされてきたことが合併後も続いています。日吉も八木もそうだと思いますが、園部はほとんどなくなってしまいました。合併したことによってそれぞれのイベントに行くようになりましたよね。南丹市になったことで(旧町での)行事にも参加しやすくなったと思います。そういうことを通じてお互い交流をしていくということは大事ことだと思います。オール南丹でやっていけないといけないですし、例えば花火大会は園部でも花火大会をやっておりましたが、今は南丹市の花火大会を八木でされています。いろいろご意見をお持ちの方がいると思いますが、一つのものになっていくというのは良いことだと思います。

(会長) 市としてのまとまりをどうするかという問題は、この行政改革のベースにあるかなり重要な問題だと思います。施設の問題にしてもそうですし、今すぐ結論が出なくても、しばらく温めて皆さんのほうからもなにかご提案があれば言っていただくということで進めていきたいと思っています。

(委員) 我々は地域に根差した福祉ということで仕事をさせてもらっているのですが、場合分けが必要なのかなと議論を聞いて思いました。最近よく言っているのが、層建てで、つまり第1層、第2層という切り分けをして、第1層は市域全体で考えるべきこと、第2層は合併前の旧町単位で考えること、いま第3層を大事にしている、小学校区は生活に密着した一つのエリアだと思っていて、あの単位というのは非常に大事にしないとイケない場面、生活ということ考えたときにはあるのかなと思っています。そういった所に市民の活動の拠点があれば、市民の力もポテンシャルが高いと活動をしていて思うので、そういうきっかけがあったりするといいのかなと。すべて行政改革の名のもとに、例えば市民一体だとかいうのではなくて、この場合はとかいうような場合分けが必要なのかなと思います。先ほどあった美山町域で振興会の仕組みがある意味うまくいっている部分もあって、あれは旧の小学校区単位ですね。いま行政区の区割りをしている区長さんなんかとやり取りされていると思いますが、もう少し効率化ということを考えれば、市民の力を信じて、行政は窓口としては小学校区単位くらいで地域とやり取りしますよ。その中でそれぞれの区があるので、そこの組織でもう少し自立しましょうかみたいな方針があっても良いのかなと思うのですが…。

(事務局) やはり旧町ごとに例えば学校区、そのつながりに差があると思います。八木は自治会館があります。園部は無いです。年間何度も会議をするということもないですし、区長さんがブロック長ということで会議をされます。あと日吉、美山についてもそれぞれの取り組みが違うので、合併した当時に南丹市全体の区長会をつくらうということで、取り組みをされたのですが、できていないです。まだ旧町単位の区長会ですので、4つある。これはなぜかというところそれぞれの町で区長さんの立場が違うので、違う組織を一つに統合することができなかったということが現実がありました。

(委員) 思い切って行政側から提示しても良いのかなと思います。補助金とか助成金とかアメと

ムチではないですが、アメみたくない話になります。層建ててみたいというところが、結果的にはその時は目の前にそういうことを市民に提示しても市民はわからない、あるいは行政サービスが悪くなるのではないかと感じるかもしれませんが、よくよく考えていくとすごくうまく回る組織なのかなあみたいなきことを実感してもらえないのではないかと思います。

(事務局) いつかそういう時代が来るのかもしれないですが、ただ今、その部分に踏み込んでないというか、手が付けられていないというのが事実です。

(会長) 私は、やっぱり南丹市としても一つのまとまりとして考えることがこれから必要になってくると感じています。美山のことをみておりましたが、例えば高校生がどこへ進学するかと聞いたら、昔は京北の北桑田高校、今だったら園部高校というかたちで少しずつ変化をしていることもありますし、それから、大きいのは5つの振興会がありますが、それぞれ事情があって違ってきますね。ですから、私は南丹市という括りで事情が違う振興会に対して必要なところに支援できるかと言うと、厳しくなっているような、それを美山の方も感じていらっしゃるような気がするのです。そういう意味で言うとやっぱり南丹市がそういうところに対するきちんとした方針を持たれるといったようなことがこれから必要になってくるのではないかなというふうに思ったりします。

もう一つやはり、先ほど冒頭でも話をしましたが、経済的な関係というのがかなり強い要因として働くとお思いますので、今のところ園部町と美山町の間で経済的な関係というのは、ほとんど無いのではないかと思います。買い物に来られることもあまりないのかなと思ったりするので、ただ、産業のあり方なんかを考えて行きますと、観光という問題も考えざるを得ないというふうに思います。その時に南丹市の中で美山町が観光という点で言いますと一番考えておられると思うのですが、ただ美山町だけで観光事業を完結させることができるかという、難しいと思っていて、美山町の方も薄々感じておられる気がします。南丹市一体として園部の観光資源もありますので、園部と美山の観光資源を結びつけて、どう観光していくのかという計画がまた必要になってくるかもしれませんので、そういうような結びつきが出てきますので、一体感ということで。行政改革の先にある未来をどう描くかによってだいぶ考え方が変わってくるのではないかと思います。

(会長) よろしいですか。次は5章をやっていきます。

(委員) 5ページの第5章の1(2)自主財源の確保のところでは言いますと、質問になりますが、企業誘致の推進、命名権の売却とか南丹ブランドの確立とかこれまで何か具体的に検討されてきたことがあるのかもしれませんが、教えていただきたい。

(事務局) 企業誘致ですが経済的な情勢のなかで、なかなか来てくれる企業がないという状況です。引き続き誘致については努力をしまいたいと思います。当然、入ってこられたら奨励金なども用意していますので呼びかけしていきたいと思います。命名権の売却ですが、これは一つの案です。こういうことで積極的に打って出てお金を確保していきたいという思いがありますので入れております。南丹ブランドについては先ほどからも出ておりますが、引き続き努力していきたい。

(委員) ●●は誘致企業ですか。

(事務局) 誘致企業です。

(事務局) 法人税が入りますので企業に来ていただくと大きいです。引き続き努力していきたいと思えます。

(委員) 6ページの(5)のところで、先ほども出ましたが、保育所・幼稚園の効率的・効果的なあり方、これは自治体だけで実施できることではないかもしれませんが、これも何か方向性がありますか。

(事務局) 行政改革推進計画のほうにも少し触れさせていただきますが、保育所の関係につきましても、民営化を少し検討していく中身になっています。少し踏み込んだ内容になっていますが、ただ民営化というのは受けていただけるところがなければできないということもありますので、そういう部分では検討を進めていこうということで計画をしています。

(事務局) 職員の適正化計画がありまして、民生、いわゆる社会福祉ですね保育士も含めて、そちらの方に職員がとられています。大半がそちらにいとてしまうと事務をする部門が手薄になってしまいます。アウトソーシングをどんどんしていかないと現状の人数では対応できないという状況になってきておるのも事実です。1人雇うのにかなり費用がいるので財政を圧迫することになります。

(委員) 6ページの(6)の業務へのクラウド化や7ページの(4)職場環境の向上とも関係するかと思いますが、いわゆる事務の効率化ですね。総務省が各自治体に向けて自治体の行政改革の方向性という方針を出されていたものがあつたと思いますが、その中でもIT化を積極的に進めなさいとか、それとの関連も含めて、南丹市の方向性を教えていただきたい。

(事務局) 共通の事務を実施していかなければならないということで、例えば税務の関係で地方税機構というのがあります。これは徴収を主にする機関ですが、主は京都府になります、市からも職員が出向しています。二つの良い点があると思っています。一つは徴収実績が上がってきている。もう一つは専門的に業務を行いますので職員の資質がかなり向上します。法律の知識も備わりプロが養成できといふか、そういう利点があります。ただデメリットもあると思えますが、共通の事務については、広域化を図っていくことによってより効果が出てくると思えますのでより進めて行きたいと思えます。

(委員) 先ほど自主財源の話が出ていたのですが、企業誘致というのがあつて、南丹ブランドを育てて、それがのちのち有効になっていく夢を描いていくのは大事ですが、いま流通が発達しているので「京都」ということを使ってもいいのかなと思えます。他府県などあまり南丹市を知らない者でも京都というのがあれば来るよみたいな。ふと思ふのが神戸にない

のに神戸と謳ったりしています。そういう発想もあるのかなと。「京都」は非常に強いので、ただそれに頼ってなんか騙すみたいになってはだめですが。あと事務の効率化ということで、道具としての機械、特にインターネットやコンピューターなどは積極的に活用していくべきだと思います。先ほど委員さんがおっしゃっていたように情報の公開というよりも情報の発信の仕方にまだまだ遅れがあるとか、その通りだと思っていて、例えばいろいろメリット・デメリットがあると思いますが、積極的にSNSを活用することも一つかなと思います。あるいは、亀岡市は、住民票の発行を機械化したり土日対応できるようになっていたりするので、初期の投資は必要かもしれませんが、市民の利便性が高まるのであれば、どんどん進めていくべきだと思います。

人材育成の関係でいくと非常に良いことが書いてあって、多様な能力を持った職員の育成というところですが、これは裏腹だと思っていて、いわゆるゼネラリストというか何でも対応できる職員ということで良いのかもかもしれませんが、一方で専門性を高めていく職員も必要だと思うので、そこは戦略的に考えていただきたいと思います。この大綱にどういう風に表現するかとはまた別のはなしになるかも知れませんが、特にこういった大きな改革をしたいのでこういう人事を組むとか、我々は人事に口出しする立場ではありませんが、そういう方策、方針がとれたら良いのかなと思いました。

最後の市民とともに高め合うというところで、これも良いことが謳ってあるのですが、これはあえて悪口を言います。市民とともにとか、市民が主役のとかいうことを行政がやらないというふうにはして欲しくないなあと思っております。本当の意味で市民と一緒に二人三脚で歩いていけたらより良い行政ができるのかなと思います。その時には、先ほど美山の話が出たのですが、メリハリといいますか、すべての地域において平等にみたいなことはそぐわないのかなあと思っていて、行政としては非常にやりにくいと思うのですが、平等というのは、行政としては第一義に来ると思うのですが、そこを踏み込んで、支所制の話もあったのですが、美山は支所制を残すけれどもとか、そうことがあってもいい時代になっているのではないかと僕は考えます。よって平等というよりは地域の住民にとって公平感があれば一見平等でなくてもみんな納得するのではないかと思う。そこは情報公開とか、丁寧な説明がセットになるのかなあと思っています。概念的な話で申し訳ありません。

あとどの部分でというよりも情報の公開というか、財政、素人には難しい。苦勞されて公開されていると思うのですが、行政は収入、支出、歳入、歳出の関係であったり借金の関係であったりということが論点になるのですが、先ほど行政財産とか出てきているので、これは可能かどうかわかりませんが、よく議論される行政の財務の部分、これを貸借対照表であらわせないか。市民からすると貸借対照表をみることによって今、財政がどうなっているのかわかると思うのです。なかなか難しい方法かもしれませんが、それも一つあってもいいのかなと思います。

(事務局) いろいろ指摘いただきありがとうございます。京都を使わないと南丹市のことを他府県で言ってもどこにあるのか分からないとお聞きします。南丹市という名称がメジャーになれば良いですが、そうなるまでに「京都」というのをを使うのも良いかもしれません。これについても検討させていただきます。

SNSは、情報政策課で考えていますし、既に一部、実施もしています。この部分につ

いては、どんどん進めていきたいと思います。

なんでもできる職員の育成をすることですが、専門性についてどこまで追求できるかということがあると思います。これは難しいのですが、専門性を持った職員は特定のところしかできない。住民ニーズのこともある。同じ部署におっただかなければならないことになる。だからその部分についてはアウトソーシングする方向で考えないといけない。フレキシブルに動ける職員の方が良いのではないかと思います、専門性も持っていないければダメだと思います。そのへんは全体的なところから考えていかないとだめだろうと思います。

市民と一緒にということですが、丸投げするというものではありません。市民協働ということで実施していきたいと思います。おっしゃるように全てが平等でなければだめということではないと思います。その地域その地域で独自のものがありますので、それに合わせていくと対応について差が出てくるというのは当然だと思います。

あと、貸借対照表のことですが、職員は貸借対照表に弱いです。単式簿記でやってきていますので、複式に慣れていません。これからは公会計制度の導入がありますので、平成28年度決算から公会計で公表していくこととなります。貸借対照表に慣れている職員はごく僅かです。だから上水道の会計くらいしか(貸借対照表の)わかる職員はいません。これからの時代はそれではだめなのでそれぞれこれから勉強していくこととなります。おっしゃるように何とか広報を工夫してわかりやすいように頑張っていきたいと思います。

(会長) 今日はご意見を伺うというのが中心になります。次、委員お願いします。

(委員) 南丹市の問題の一つとして人口の問題があると思います。実際に定住促進に力を入れておられるが、実際に引っ越してきても、うまく仕事が見つからないという問題を抱えた方のことをよく聞きます。美山に興味を持たれて来られている方もありますが、長続きしないというようなこともあるもの現実です。やはりそういうことも含めて仕事、仕事場があるということも含めて南丹ブランドの確立ということが必要なのかなと思います。生活ができないと住めないと思うのでそこも含めて大切かなと思います。

市民とともに高め合う行政サービスの向上のところでは書かれていますが、その地域にしかわからないことがあると思うのでその地域、その地域で必要となることに柔軟性を持って考えていくことが大切かなと思います。話が前後しますが、大学があり、学生がたくさん住んでいるのに、なぜそのまま住み続けないのかなと思っていたのですが、先ほど「お知らせなんたん」を初めて知ったとかそういう意見を聞いて、やっぱりそういうところなのかなと思ったので人口を増やすにあたって大学生に南丹市に定住してもらえるように知ってもらえたらと思います。

あと8ページの組織体制の構築のところにプロジェクトチームのことが書かれていますがどのようなものか教えていただきたい。

(事務局) 地方創生で人口を増やしていく手段としていろいろなことが考えられるのですが、せっかく入ってきてもらっても仕事がないと生活ができないのは当然ですね。だから、雇用の場を確保するというのは重要なことだと思います。昔からある仕事に就いていただくという選択もありますが、それは収入の確実性がないこともある。企業誘致をして働く場を確

保することが考えられますが、経済情勢ではなかなか来てもらえない。おっしゃるように南丹ブランドで何か強いものをつくってそれに関連する仕事に就いてもらうことも考えられると思いますが、一挙にそこに至るかどうかという問題もあります。ただそんなことばかり言ってもできませんので、できるところから取り組んでいかなければならないと思います。

南丹市の大学に来ていただいた学生さんに定着していただけないですが、せっかく来ていただいているので何とか住んでいただく手立てを考えて行かなければならないと思います。

あとプロジェクトチームですが、その時その時に問題があれば委員会などを設置して取り組むというものです。最近では大綱のための検討、原案の作成をするために設置しました。

(委員) ありがとうございます。

(委員) アウトソーシングのことですが。また学生視点ですが、下宿していると飽きる学生や地域にある家に住みたいという学生がいます。南丹市には空き家が多く、町の人も使って欲しいという声を聞いてそこを頼る学生がいるのですが、学生が求めるものと地域の方が求めることが合わない。それがシステム化されていないので話合っている間に1～2ヶ月過ぎてしまうと。それなら賃貸住宅を借りたほうが早いとなってしまう学生が住み続けないで出ていってしまうというパターンをよく聞くので、空き家の情報をシステム化して学生に貸せるような仕組みがあれば面白いと思う。

学生にとって移動手段と言えば自転車、バス、電車が主なのですが、まずバスが選択肢から消えます。本数が少ない、どこに行くかわからないのでわかりやすくしてほしい。観光地もあるのでレンタカーやレンタルバイクが借りやすい環境があってもいいのかなと思います。

(事務局) 空き家バンクという取り組みをしています。貸す側と借りられる側のマッチングもあり、学生さんに合わせた内容にはなっていないと思います。できれば定住していただくというのが目的になりますので、この制度は期間を限定した学生さん向きにはなっていません。

バスのことですが、民間がやってくればいいのですが、利益が上がりませんと民間が参入しないので行政がやらなければならないのです。通学、観光を除けば乗車人数は少ないと思います。おっしゃるように低額でレンタカーがあればいいのですが、市内には事業者がないですね。いま明確な答えはないですが、切実な問題として意見を言っていていただきますので少し考えてみたいと思います。

(会長) よろしいですか。次、委員お願いします。

(委員) 公会計制度は是非やっていただきたい。既に公営企業は複式簿記でやっているの。

次に、南丹市の規模で言えば財政調整基金の適正規模はどのくらいなのか教えていただきたい。

優れた人材の確保のところに再任用職員等の適正配置に取り組むなっていますが、や

めておきなさいということではありませんが、制度に合う職員が希望したらよいが、そうでない職員が希望することもあるのか教えていただきたい。あと本庁と支所の関係ですが美山だけは固有名詞まで入れられないかもわかりませんが、何か近いようなことを考えられないでしょうか。

(事務局) 財政調整基金の適正規模というのは、国が示したものではありません。だいたい類似団体ということで同じような面積、人口などでいうとおよそ標準財政規模の2割ぐらいが適正なのかなと思います。南丹市は140億円なので2割で言えば28億、約30億円程度が適正かなと思います。

(事務局) 再任用の職員ですが、60歳定年ということになっています。年金がもらえるまでの65歳までの間については職を確保することも必要かなとも思います。有能な職員については、単に労務の提供ということではなく、今まで培った力を十分に発揮していただきたいと思います。

支所については少し検討させていただきます。固有名詞が出せるかどうかというのはあるのですが、地域の実情に応じたとか検討させていただきたいと思います。

(会長) どうもありがとうございました。次、委員。

(委員) 業務の見える化を徹底することと書かれていますが、住民に対してなのかそれとも庁内に対してなのか。もちろん市が何をやっているのか住民にお知らせすることは非常に大切だと思いますが、やっぱり庁内で情報が活発に交流できるという環境も非常に大切なんじゃないかなと思いましたので業務の見える化ということをも住民だけでなく庁内においても進めていくのが良いのではないかと思います。

もう一点ですが、7ページ市役所・職員の変革というところで、優秀な人材を確保していくということが書かれていますが、もっと職員自らが学ぶ機会を評価するようなことがあればいいのではないかと思います。やはり公務員というのはOJTで勉強されて学んでいくわけですけど、それにプラス自分の興味のあることを勉強してそれが政策に生きるということを感じられるようなことがあれば、もっと仕事に対してやりがいを持つと思うのです。やはりそういったところから新しい政策の視点なんかも芽生えてくるのではないかと思いますので自ら学ぶ機会ということも入れてもいいのではないかと思います。

(事務局) 業務の見える化ですが、業務について検証しないといけないと思っています。今の財政規模や他の団体と比較して、やりすぎのことや無駄なことをしている部分があると思います。それぞれ業務の内容を検証していかなければならないですし、事業効果も含めて、まずは無駄を無くすことが重要ですし、住民の方には常々みていただかないといけないと思います。庁内においても指摘ができる体制を作っていかなければならないと思っております。

人事評価ですが、興味のあることを評価していくところまで到達していません。導入が今年からなのですが、平成25年度から試行的には実施していますが、まだその域までには達していません。もう少しできるようになったら評価の対象にするということも

検討させていただきたいと思います。

(委員) 評価の対象とかではなくて、私も大学のアンケートがあったのですが、授業の中で自主学習の時間を組み込んでいるかというのがありました。今の大学教育では学生が自ら勉強するというのを教員側も意識して授業のプログラムを組めというふうなお知らせがありました。仕事の上で学んでいだけでいいのだよということではなくて、何か自分の興味のあることで勉強していく意欲を持ち続けましょうというような啓発みたいなことも積極的に発信していくとまた別の方向性もあるのかなと思います。

(委員) いまのお話はすごく僕は賛成です。例えば、こういう勉強をしたいのでということで特別に休暇を認めるといったところから始めてもいいし、そのような姿勢を見せている職員が評価されるような仕組みがあってもいいのかなと思います。

(事務局) 何事でも前向きに取り組む職員は評価をしていきたいとは思いますが、システムを考えていかないといけないのかなと思います。

(事務局) 確か円卓会議の時に先生がおっしゃっていたと思います。職員提案制度がこれらの全ての集大成になるだろうということでその制度はこの中に入れてあります。新たな視点での事業提案であるので、ある程度勉強しようとする意識づけをしていく、方向性をつけていくということはあると思いますが、いまあった特別休暇とか新たな資格を取るとかそういう部分の提案というのがされていないということでございます。

(会長) それではよろしいでしょうか。立場上、今日のまとめをしたいと思います。皆さんの意見を伺っていて、委員の問題意識は重なったなと思いました。同じ方向を向いているなど。なぜかと言いますと、進捗状況調査がありましたね。そこで「×」がついているところにだいたいそういうところに主な論点が集中していました。業務の民間委託の項目ですが、もう少し幅広く考えてみますと、それは単に外部の企業に自治体の業務であるとか事業を任せるというだけではなくて、むしろそれよりも民間の中には市民や市民が作った団体とかがあるわけで、そういったところに活躍の余地といいますかそういったところを今後、ますます検討していかなければならないと思います。大きな項目としては、「市民の満足度」と「職員の意識改革」ということが柱になってきて、その中の「市民の満足」というところに関していいますと、同時に「市民の参加」というのが前回あったのですね。今回は「市民の満足」ということよりも「市民の参加」に重点を置いた素案が提起をされていた。私はそのとおりだと思いました。それは進捗表をみればどこができてどこができていないのかというところで市民参画のところが多分でなかったということで今回、入れられているのではないかと思います。

2点目は職員の意識改革ということだったのですが、さらに一歩進めて職員が成長していく自治体でありたい。それが市民に対するサービスの充実になりますし、職員が成長できる体制や制度をつくっていかないとないという意見もありました。かなり具体的なところで提案も出ていたのでできる限り反映させるような形で修正等していただけたらと思います。

最後ですが、第3次では市民参加を強調してもいいのではないかと思います。
例えば、第1章1ページですが、2つめの項目、市民満足度を高める体制整備というふう
になっていますが、第2次の段階とは違って第3次は発展しているのだということを打ち
出した方がいいのではないかと思います。

(会長) 次回の開催日はいつになりますか。

(事務局) 次回は12月13日(火)午後2時から 1号庁舎 小会議室で開催します。

(会長) ありがとうございます。

(事務局) 慎重に審議いただきましてありがとうございました。これをもちまして終了させてい
た
だきます。長時間大変ありがとうございました。